

平成 28 年 10 月 13 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9 時 59 分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

昨日の委員会で報告のあった「統合する高知県立学校の校名候補の募集結果について」、資料の訂正がありますので、高等学校課から説明をしますが、その前に教育長からお願いします。

《教育委員会》

◎田村教育長 昨日、御報告をしました統合校の校名候補の募集の資料につきまして、集計の数に間違いがございました。改めて、その点の修正を御報告させていただきたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 まことに申しわけありませんでした。集計ミスがございましたことを深くお詫びいたします。

早速、説明させていただきます。お手元にお配りさせていただいております資料 1 で、1 の (4) のところに高吾地域拠点校の見え消しで書いております、75 件という校名候補数が 83 件と 8 件ふえることとなります。トータルで 220 件の候補数が 228 件。それから、応募数につきましては総数では変わっておりません。

内訳を御説明させていただきます。もう一つの参考資料 1 - 2 を見ていただきまして、番号 13 のところに平仮名で「しんじょう」とございます。これが、もとの漢字の「新庄」の集計に含まれておったという間違いです。

そういったところが、13 ページの 20 の漢字の「須崎」の下の 2 つの平仮名を含みますすさきもまとめて 27 件と集計しておったものを、21、22 を追加したことで候補数が 2 つふえています。

それから、14 ページの 32 番の漢字の「須崎黒潮」に、同じく、33 番は読み方が「すざきくろしお」、それから下が、校名候補は平仮名の「くろしお」が入っておったと。3 がばらけて 1、1、1 と 3 つになったという修正です。

それから、15 ページの同じく、44 番の漢字、「須崎新莊」の中に、漢字の別の「莊」が違う分が 45、それから 46 が平仮名の「しんじょう」が、これも含まれておった。それから、54 の須崎総合も下の平仮名の「すさき総合」が含まれておった。

以上、候補が 8 件ふえたという修正です。申しわけございませんでした。

◎桑名委員長 御意見はございますか。

(な し)

◎桑名委員長 これは、マスコミのほうは訂正を。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 今から早速修正をします。

◎桑名委員長 以上で終わります。

《警察本部》

◎桑名委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会計課長等に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承お願いいたします。

◎上野警察本部長 それでは、警察本部提出の予算議案及び条例議案について御説明します。

最初に、第1号、平成28年度高知県一般会計補正予算（所管分）についてです。お手元の資料①の平成28年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の3ページをごらんいただけますでしょうか。

今議会でお願している補正予算の見込み額は、右下のほうに記載してありますが、14警察費、2警察活動費の欄に記載があります3,436万4,000円の増額です。補正の内容は、航空隊基地整備事業及び交通信号機の新設の2つの事業を行うものです。各事業の詳細については、後ほど会計課長から説明をさせます。

次に、条例議案第8号、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案についてです。これもお手元の資料③、平成28年9月高知県議会定例会議案（条例その他）の8ページ。これとあわせて、資料④の平成28年9月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の2ページをごらんいただけますでしょうか。

本議案は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行による警察法施行令の一部改正に伴いまして、警察本部警務部の所掌事務に当該法律に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを加えようとするものです。関係法令の施行日が本年の11月30日ということですので、本改正条例の施行日も同日とさせていただきたいと思います。詳細につきましては、後ほど警務部長から御説明をします。

最後に、条例議案第9号、高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案についてです。資料③、議案（条例その他）の9ページから10ページ。それと資料④、議案説明書（条例その他）の2ページをごらんいただけますでしょうか。

本議案は、警察職員が殉職した場合に支給される賞じゅつ金の支給最高額を全国水準とするため、殉職した警察職員が警察勲功章を授与された場合に支給される殉職者特別賞じゅつ金を新たに設けようとするものです。施行日につきましては公布日としまして、また新条例の規定は、本年4月1日に遡及して適用することにしております。詳細については、後ほど首席監察官から説明をさせます。

私からは以上です。

〈会計課〉

◎桑名委員長 次に、会計課長の説明を求めます。

◎川村警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②、平成28年9月高知県議会定

例会議案説明書（補正予算）に基づきまして御説明させていただきます。95 ページ、公安委員会補正予算総括表をお開きください。

9月補正予算見込み額は、総額で3,436万4,000円の増額です。

まず、歳入予算から説明します。96 ページをお開きください。款 15 県債の 2,700 万円は、後ほど説明します航空隊基地整備事業の財源等に充当するものです。

次に、歳出予算について説明します。97 ページをごらんください。まず、項 2 警察活動費、目 1 活動費についてです。右側説明欄、1 生活安全対策費 1,879 万 9,000 円は、航空隊基地の津波対策としまして、県危機管理部、消防防災航空隊基地と一体となりまして、かさ上げた造成地に新築移転を行う事業の設計変更に伴う増額経費です。

設計変更の内容としましては、新築する建物の基礎工事の工法変更に伴い、工事が一時、部分中止していたことにより、その中止期間中に要した仮設材等のリースの経費につきまして、受注者に支払う必要が生じたことや、新基地の離発着場所への誘導路の一部としてエプロン南側に張り出し部分が新たに設けられますが、航空の状況によっては、基地への帰投が夜間になることも想定されますことから、着陸の際の目印となります照明設備を新たに設置する必要が生じたことなどによるものです。なお、当該事業は、県危機管理部消防政策課に予算の配当替えを行い、一体の事業として契約しているもので、金額の負担は、消防防災航空隊と県警航空隊との面積案分によるものとなっております。

次に、目 2 交通安全施設整備費についてです。右側説明欄、1 交通安全施設整備費 1,556 万 5,000 円は、平成 29 年 3 月に開館予定の県立高知城歴史博物館と高知城を結ぶ動線の安全対策としまして、東西の横断歩道に交通信号機を新設するものです。同時期に開催いたします「志国 高知幕末維新博」の会期中には、メイン会場となります高知城歴史博物館と高知城の相互連携・相互誘客を図ることとなっているなど、多くの観光客等の利用が予想されるところであり、高知城歴史博物館の開館に間に合わせるように整備するものです。なお、周囲の景観に配慮するとともに、信号柱にレリーフを設置するなど、本県の観光地の中心にふさわしいものを考えております。

以上で、補正予算説明書に基づく説明を終わります。

〈警務部〉

◎桑名委員長 次に、警務部長の説明を求めます。

◎吉田警務部長 私から、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。お手元の警察本部のインデックスを張った説明資料の 1 ページをごらんいただければと思います。

今回の改正は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行による警察法施行令の一部改正に準じて、本条例に規定する警察本部警務部の所掌事務を追加するものです。

まず、1 の国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定概要についてです。本年 6

月7日、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が公布されました。本法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族または障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金または障害見舞金の支給について、必要な事項を定めたものです。支給対象及び金額は、死亡した国外犯罪被害者の遺族に弔慰金200万円、障害が残った国外犯罪被害者に見舞金100万円であり、支給を受けようとする者は、都道府県公安委員会に申請し、受理した都道府県公安委員会が裁定を行います。

これを受けて、2に記載のとおり、警察法施行令の一部が改正され、「警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準」として、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関することが追加されました。

そのため、3に記載のとおり、今回、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正案を提示させていただいたものです。条例の改正内容は、警察法施行令の一部改正に準じて、条例第3条の警務部の所掌事務の中に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること」を加えようとするものです。

施行日につきましては、法の施行に合わせて、本年11月30日としております。

私からの説明につきましては、以上です。

◎桑名委員長 次に、首席監察官の説明を求めます。

◎依岡首席監察官 私から、高知県警察職員の賞じゅつ金等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。警察本部のインデックスを張った資料の2ページをごらんください。

賞じゅつ金とは、警察職員が危害を加えられまたは災害をこうむることが予断できるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて、危害または災害を受けた場合に、その者に功労があったと認められるときに支給されるものです。

資料1の(2)の賞じゅつ金等の種類及び金額の表をごらんください。現行の条例では、職員が殉職した際に支給される賞じゅつ金として、殉職者賞じゅつ金を規定しておりますが、さらに、殉職者賞じゅつ金に該当する場合であっても、上官の命を受けて、特に危険な地域に出動するなどの要件を満たした場合には、殉職者賞じゅつ金の金額の10割以内の額を加算して支給することができることとしており、殉職者賞じゅつ金として支給される最高額は5,040万円となっております。

2の賞じゅつ金についての全国の動向等を踏まえ、4に条例改正の必要性、5に条例改正案を記載しております。

警察庁の調査の結果、殉職者賞じゅつ金の全国水準の支給額は6,000万円であり、本県と1,000万円の格差が生じていたことから、現行に規定する殉職者賞じゅつ金及び倍額規定はそのまま残した上で、殉職した警察職員が警察勲功章を授与された場合に支給される「殉職者特別賞じゅつ金」の規定を新たに設け、その支給額を6,000万円とし、支給最高

額を全国水準とするものです。

「殉職者特別賞じゅつ金」の支給要件としましては、職員が上官の命を受けて、特に危険な地域に出動し、危害を加えられまたは災害をこうむることは予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなく職務を積極果敢に遂行したことに基づいて、危害または災害を受け、そのために死亡した場合であり、かつ、警察表彰規則第2条第2項に該当して、警察勲功章を授与された場合であり、殉職者賞じゅつ金の倍額規定の要件に警察勲功章を加えたものとしております。

施行日につきましては、本部長の説明のとおり公布日とし、新条例の規定は本年4月1日に遡及して適用することとしております。

私からの説明につきましては、以上です。

◎桑名委員長 それでは、質疑を行います。

◎横山委員 高知県警察航空隊の施設改修の中止期間です。これは、仮設材のリースがかさんだということですが、具体的にはどういう仮設材だったのでしょうか。

◎三谷総務参事官 仮設材のリースもそうですけれど、工法自体の変更になりました。といいますのは、5メートルかさ上げしたところ、最初の設計では簡単な工法でくいを打つということをやっていたんですけれど、地盤の工事が始まった後に地盤がかたいということになりまして、くい打ち工法が変わるということで、その変更が必要になったことが主な原因で、その工事が中断した間の費用が要ったということです。

◎横山委員 例えば、仮囲いしているとかいうような、とまった期間の材料のリース代がかかるのか。

◎三谷総務参事官 そうです。材料も、人件費も含めてです。

◎横山委員 それは最初に、コンサルタントに地盤調査をしてもらって、そのときはその工法でオーケーとなっていたものが、いざやってみるとできなかったということですか。

◎三谷総務参事官 業者から再度の地質調査が必要だと、もう一度やってみないとまずいんじゃないかと言われたとお聞きしております。

◎横山委員 そういう場合は、設計業者のミスということではなくて。どうですか。

◎三谷総務参事官 そもそもこの契約自体、消防政策課のほうでやっていただいたもので、打ち合わせの段階で当然県警も意見を言わせていただいておりますけれども、設計と契約全て消防政策課のほうでやっています。

◎川村警務部参事官兼会計課長 総務参事官が言いましたとおり、この案件につきましては、県警が航空隊基地を持っております。その面積の案分で県警予算としてとっておりますが、工事の主体としましては消防政策課でやっておりますので、その詳しい内容については、把握してない部分もございます。

◎横山委員 工事が中断したり変更したりということで、その間の材料代とか人件費がか

かっているのであれば、最初にしっかりしていたらこれはかかってなかったのかと思いますながら、その辺の管理体制がどうだったかを聞いたかったですけれども、技術管理に関しては、消防政策課ですね。

◎川村警務部参事官兼会計課長 先ほど申しましたとおり、面積の案分で警察予算として計上させていただいておりますが、工事施行の主体につきましては消防政策課のほうになっております。当然、委員のおっしゃるとおり、こういうことがあってはならないと思いますので、やはり十分に調査も必要だと考えております。

◎桑名委員長 かかった実際の仮設費用とか人件費とかは、施工会社にお支払いしないといけないと思います。これは、設計ミスだと思います。それプラスその会社にしたら人を張りつけていますので、次の仕事をとれてないということがあって、そういった補償費はその中に入っているんですか。

◎川村警務部参事官兼会計課長 一部延長ということで張りつけた人件費が入っておりますので、その部分も入るかと思っております。

◎橋本委員 そもそも、この地盤調査はどれだけの精度でやられた調査ですか。

全て消防政策課というのは余りに無責任だと思うんです。基本的には警察として予算上程しているわけですから。その辺はしっかり整理をしないと言議にも何もならないじゃないですか。総務委員会として、この予算の付託を受けて審査しているわけじゃないですか。一千数百万円の予算を上程しているわけですから、そこはしっかり担保してもらわないと困ると思うんですが。

きょうの新聞にも載ってましたよね。梶原委員だと思うんですが、4,000万円の上程をしておいて説明もできないようじゃ余り無責任じゃないかという話がありましたけれども、それと同じことではないか。

◎金岡委員 工事が再延長した場合は、また同様の予算措置となるんですか。

◎三谷総務参事官 工期については、1月の終わりまでに予定どおりできると消防政策課から回答をいただいております。現在、着々と進んでおるところです。

◎川村警務部参事官兼会計課長 この件につきましては、建築主体の工事は平成27年9月議会で議決をいただいております。10月にもう契約を締結して施工しました。当初では把握できなかったかたい地盤の存在が判明したということで、この工法の変更につきましては、平成28年2月議会で議決をいただいていると承知しております。

◎橋本委員 そうしたら、地盤調査を1回やって、その地盤調査をやったけれども、下にまだかたい岩盤があったということを平成28年2月定例会で議会が認めて、それに対する工事に対してのオファーをしたということになるわけですか。

◎川村警務部参事官兼会計課長 そうです。

◎米田委員 結局、くろしお、りょうま、おとめは同じところに基地をつくってエプロン

に照明がやはり要るだろうということで、今回それも入っているわけですね。警察本部だけじゃなくて、3機もここに置くのに、今さらながら「照明要るね」という非常にずさんな計画。警察だけの責任じゃないですけど、三者がそろってヘリコプターを操作しないとイケないのに、もう大方ここまで来た工事の中で、夜間も帰投するかもしれないから、照明が要るねという話はどうなっているのかと。どういう機能をここで果たそうとしていたかと思うんですけど、県警本部内部、あるいは調整する中でそんな話は今まで全然なかったのか。

◎川村警務部参事官兼会計課長 消防政策課のほうは、現状の基地は照明器具、当然ございません。それをそのまま上げるという形で対応を先にしたと聞いております。実際5メートルの段差がありますので、その部分を考えましたら、職務の状況によっては当然夜間も必要になってきます。ということで、消防政策課、警察が話し合いまして、エプロンには当然照明が要るということで、つけさせていただくことになりました。

◎米田委員 そういう仕事を大変な役割を果たしてくれるので必要性も。でも、そのことを考えたら、もともと何億円もかけて整備するわけだから、そんな知恵がなかったらどうかと、ひょっとしたらみんなもたれ合いになっていたかもしれないけれども、そこら辺を合同でやるにしても、きちんと仕事の役割を踏まえた上で、こんなことを繰り返さないような対応をぜひしていただきたいと思います。

◎三谷総務参事官 ただ、隊員からも現場からもヘリコプターだけでなく隊員が誘導するのに5メートル上がってるので、やはり隅々に欲しいという意見もありまして、それを後から踏まえて追加をさせていただくということです。

◎横山委員 信号機を設置する件で、景観へ配慮した信号機の設置ということですけど、具体的にどのような対策を考えられているんですか。

◎岡崎交通部長 現在、横断歩道が追手門前にありますけれども、その南側の東西にかかる横断歩道に信号機を設置しようと考えております。そうしますと、信号機を設置したときに、高知城の追手門と天守閣と信号機が若干ダブるのではないかという御意見もありますので、そういう御意見にも配慮しながら、現在の横断歩道の位置よりも少し南側にずらした形で信号機を設置し、横断歩道も移設するということです。

◎米田委員 議案外ですが。ちょうど3年前にハラスメントに関するアンケート調査やられましたよね。そのときは1,800人ぐらいの警察官、事務員の方含めてやられていて、非常に貴重なアンケートだと受けとめていまして、心配しているのはハラスメント。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント含めて大体3人に1人、30%ぐらいの方が、警察官ですけど体験をされてという結果が出ていたんです。その後3年間どんなふうにもアンケートは多分やってないと思うんですけど、改善をされ取り組まれてきて、実態、例えば、メンタルヘルスで休職された方がどれぐらいか、少なくなったとか、そういう実態。

また、あのアンケートも内部の相談制度ではしにくいという話もあったと思うんですけれど。それにしても、内部の相談制度に相談された人数とか、わかる範囲で。

◎吉田警務部長 ハラスメントのお尋ねでございましたけれども、アンケートにつきましては、ここ最近やったという事実はございませんので、それについての結果はございませんけれども、ハラスメント対策につきましては、高知県警察としても力を入れてやっておりまして、相談員制度、あるいはメールによる相談を受け付ける窓口をつくったり、そういった取り組みをしているところです。受け付けたハラスメントの情報は全部、警務部の警務課に集約しまして、そこで事実確認等を行いまして、必要があれば指導を行う、あるいはその他人事的な措置とか、さまざまな対策を打ってハラスメントに手を打つという取り組みを行っているところです。

実際にハラスメントがどれぐらい起こっているかという統計は手元にはございませんけれども、今のところ、そういった取り組みを進めている中で、ハラスメントに対する対策は可能な限り適切にとられていると認識しております。

◎米田委員 ぜひ頑張ってやっていただきたいのと。休職中の人数と、うちメンタルヘルスで休まれている方が何人とか、もしわかったらまた公表できるなら。

◎吉田警務部長 休職中の人数につきましては、平成27年度ですけれども6人ございまして、そのうちメンタルヘルス不全のものにつきましては4名です。

メンタルヘルスの不全ですけれども、この4名が全部ハラスメントによるものかという点必ずしもそうではなくて、職場でなかなか仕事になじめなかったとか、さまざまな要因がございまして、この4名という数字が必ずしもハラスメントという原因ではございませんけれども、統計としてはこのような数字になっております。

◎米田委員 部長が対応されようということで、ただ、このアンケートの中を見たときも、やる人は職場内で男性で上司が圧倒的なわけです。それはそうだと思うんです。警察官の一番の思いは「幹部職員を教養してくれ」というのが圧倒的だったわけです。みずからも含めて、この幹部職員に対する教養が本当に名実ともに心も実際の行動も伴った教養がやられているのかどうか。もし3年間いろいろ積み上げがあれば、こんなことをやっていますと言ってもらったら。

◎吉田警務部長 幹部職員教養についての御質問でございまして、警察署長会議とか幹部会議におきまして、ハラスメントに関する教養とか注意喚起等を行っているところです。また、各署に対する指導の中でもそういった面について、署長以下、警察署の幹部職員に対しても指導を行っているところです。

◎米田委員 最後に。今後、ぜひまたアンケートやることも検討していただいて、どういった改善あったか。せっかくアンケートに答えても全然変わらなければ、警察官の皆さんは本当に希望を持って職場で頑張ろうということにはなかなかならないので、もう一度アン

ケートとか検討していただきたいのと。ぜひ、県庁、知事部局もそうですけれど、相談員制度が内部職員だけでは不十分で、警察の場合、余計にそうだと思うんです。ですから、外部の制度としてどうつくって、それを使いやすいものにしていくかということをご検討を。アンケートにもやはり出ていましたよね。内部の人に言いにくいと。この声が圧倒的だったんで、ぜひその2つ、今後検討していただきたいと思います。警察官の役割は非常に大事になっていますし、よい人材を集めること。また、せっかく志望して入った警察官が順当に仕事ができるように考えたときに、今、賞給つ金とか含めていろいろ整備しているわけですから、ぜひそこら辺、警務部長を先頭に頑張ってやっていただきたいと思いますが、もし何かあれば。

◎吉田警務部長 委員の御指摘のとおり、内部の意識を高めていく方策、それからしっかり相談が適切に行われるような環境整備につきましては引き続き取り組んでまいりたいと思います。

◎桑名委員長 私も議案外ですけども、12月では間に合わないのでも今お聞きしたいんですが、2月の高知龍馬マラソンですけども、今回2,000人ふえて1万人になるということで、警備体制も多分変わってくると思います。

前回、私も走ったんですけども、結構、倒れる方とかいろいろいて、交通規制だけではない警備も消防と警察と県も一体となってやっていかなくてはいけないと思うんですが、8,000人から1万人に変わるに当たって、今検討されていると思うんですが、どういう警備体制をとっていくのか。警備部長、何か考えあれば。

◎田中警備部長 高知龍馬マラソンに対する警備体制ということなので、テロ対策も含めた危機管理体制ということで私から御説明させていただきます。

まず初め、委員の皆さん御承知のように、世界各地では警備の手薄な対象、いわゆるソフトターゲットを狙ったテロが頻発している現状にあります。そういう情勢下でまた今回、委員がおっしゃったように、1万人規模のマラソンになるということなので、我々でも何らかの対策は必要だと考えたところです。御案内のとおり、世界ではボストンマラソンもテロのターゲットになっておりますので、そんなことから、我々テロの警戒、あるいは体調を悪くして倒れた方がおるとか、そういったいろんな突発的な事案に対応するために、既に幾つかの県ではマラソン大会で導入しておると聞いておるんですが、ランナーと一緒に走りながら警戒をするランニングポリス、あるいは、バイクポリス、コースを自転車で伴走しながら警戒する警察官などの導入を現在検討中です。

◎岡崎交通部長 来年は、この高知龍馬マラソンも5回目になります。ですから、1万人を目指して応募をしてお聞きしておりますけれども、そういう中で、委員長のお話にありましたとおり、今年走られて、例えば救護者のこと等々があったということですけども、白バイが途中において、ことしなんかも白バイが連絡として救急車をということも聞

いております。ですから、今までやった事例を踏まえまして、実行委員会の中では数が多くなるとどうしても幅広く参加されますでしょうから、救護を要する方もおいでだと思います。そういう中で、医師とか看護師の配置、AEDの設置とか、そういうことも含めて検討しておりますので、今後、区間に適切な配置が実現できるように対応していきたいと思っております。

◎**金岡委員** 1点だけ。横断歩道に関してですが、この周辺非常に自転車が危ないので、注意していただきたいと思っております。横断歩道で待ちますと、左折するとき、左の後ろから突っ込んでくる自転車がたくさんあります。極めて危険ですので、新しい横断歩道ができたとしても同様のことが考えられます。この周辺非常に多いです。待っておって大丈夫かなと思ったら、横断歩道へ自転車が突っ込んでくるということがたくさんあります。そこら辺、何とかしてほしいと思っております。

◎**岡崎交通部長** 現在、県警では、人に優しい対策ということで、特に横断歩道を横断中の歩行者に対するいろんな施策を考えて取り組んでおるところですけれども、交通安全教室を含めたもろもろでそういうことも今後指導しながら、歩行者の安全を守るために対応していきたいと思っております。

◎**池脇委員** 賞じゅつ金について教えていただきたいんですが、高知県が全国水準と比べて1,000万円の格差が生じているということで、この賞じゅつ金についても御説明の中で東日本大震災発生後に警察庁から調査をした結果が、最高が6,000万円、最低が3,000万円と。各県で大変ばらつきがあるという実態が判明をした。今回、全国水準にということで、未到達県の6県の中に高知県も入っていたということですがけれども、どうしてこの賞じゅつ金について高知県は低かったのか。本来ならば各県で格差があってはならないだろうと思うんです。どうしてそういう格差がずっと生じてきていて、そのまま放置をされてきたのか。同じ警察官の業務でありながら、一生懸命働いて殉職をされる。命の重さはどの県の警察官であったって同じなわけですので、そのあたり経緯について御説明いただければありがたいんですけど。

◎**依岡首席監察官** 御指摘のとおりですけれども、各県において格差があったということは事実です。賞じゅつ金につきましては国費の関係で、国から出る部分と、それから県の対応で県費で対応していく部分とありまして、県ごとに格差が生じてくるのはやむを得ないということもあるんですけど、当県の場合も踏まえて御説明をさせていただきます。賞じゅつ金につきましては、昭和42年に条例を制定してから7回の改正を加えてきております。この1,000万円の格差につきましては、南海トラフ地震の対応、または、例えば銃器使用の立てこもり事案等、極めて危険性の高い現場を想定した部分の格差でして、通常の場合の殉職者賞じゅつ金につきましては2,520万円。そして、倍額規定を設けまして5,040万円ですが、この点については全国水準と同等。しかも各県も大体同等だった

んですけれども、例えば東日本の震災があったんですけれども、その点に関する最上位の部分について各県まちまちで 1,000 万円の格差が生じておったと。当県につきましても 5,040 万円はあるんですけれども、非常時、最大の部分について適用する部分の 1,000 万円の格差において対応がとれていなかったという状況です。

この経緯につきましても、現実のところ、東日本の震災があったときに岩手県、それから宮城県、福島県、3 県で殉職事案が発生しました。当時、宮城県におきましても、最上位につきましても 6,000 万円あったんですけれども、他の 2 県につきましても、通常殉職金の 5,040 万円程度で、そこの対応がとれてなかったということで、急遽、条例改正しまして、統一性を持たさないとはいけませんので、条例改正をして遡及措置をとりまして、殉職者全員に 6,000 万円ということで対応したと。警察庁につきましても、やはり委員御指摘のように、全国一律じゃないとまずいんじゃないかと調査をかけたところ、21 県ほど未到達の県があったという状況で、その中に当県も入っておったということで、警察庁からは是正の指導がありまして、上げるべく対応したところ、先ほど言った 3,000 万円の部分なんですけれども、お隣の愛媛県が通常 3,000 万円ですって、まだすぐに措置する予定はないということで、当県は 5,000 万円ありますから、より格差が低いところがあるということで、いろいろ検討したと思うんですけれども、1 回置きました。置いて各県の情勢を見ていたところ、愛媛県が平成 26 年に 6,000 万円に上げたことで、当県も下準備を始めたところ、昨年の殉職事案もございまして、その一方で、最大限の 6,000 万円に向けた部分の特別な殉職金という手だてを進めて、昨年の総務委員会でも御指摘もいただきながら加速させておったところ、熊本地震がありまして、もう至急に対応しようということで、本 9 月議会に設けさせていただいた状況の流れです。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。以上で、警察本部の議案を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎桑名委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案 1 件、条例その他議案 5 件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、これより採決を行います。

第 1 号「平成 28 年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「高知県収入証紙条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することといたしました。

次に、第7号「高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」から、第10号「県有財産(教学機器)の取得に関する議案」まで、以上4件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上4件の議案を一括採決いたします。第7号議案から第10号議案まで、以上4件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案から第10号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎桑名委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案5件が提出されております。

まず、「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(案)」が自由民主党、公明党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 異議なしです。

◎桑名委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）」が公明党、自由民主党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ この2番の項目の中で、2番の2行目でございますが、教員の業務の適正化、その後に、「及び定数改善」という文言を入れてほしいという提案でございますが、いかがでございますでしょうか。

◎ 申しわけない。うちが一致できんので。2、3、4は構んと思うんですけど、うちは「チーム学校推進法」という法をわざわざ決めて、幹部職員を含めて強化することについては反対という立場持ってますので、この1と見出しが外れればあれなんですけど、そういうわけにはいかんろうき。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しをいたします。

次に、「無年金者対策の推進を求める意見書（案）」が公明党、自由民主党、新風・くろしおの会、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎桑名委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ うち下記1もそのとおりでいいんですけど、2についてはきょうの高知新聞にもあったように、支給全体が抑制されると。マクロ経済スライドの強化なども含めてある中で、40年間掛けんと月5,000円上乘せが入らないということは、結局、無年金、それから低年金対策にもならないということで、この2が外れれば賛成させていただきますけど。ある限りは同意できません。

◎ これは、低年金者への福祉的な措置なんですよね。年金者の方マイナスになるわけじ

やないんで。その月額 5,000 円をしっかりと確保しようということですから、高知新聞に出てたのとはちょっと違うと思うんですね。そういう低年金者をしっかりとフォローするために財源を確保してやるということですから、2 をのけてしまったらその部分が終わってしまうんですね。低年金者のフォローができなくなっちゃうんで、ここは大事なところじゃないかなと思うんですけどね。

◎ きょうの高知新聞の解説、全体の流れとして、年金制度そのものの支給を抑制ということで、マクロ経済スライド。賃金上がっても上げませんよということですとずっと減していく。これがベースにあるわけですよ。それを 40 年間掛けて 5,000 円ということやっても、それやったら本体のそういう支給抑制をなくさないといかん、うちはたてりなんです。言うたら、40 年間で月 5,000 円で、それと引きかえに本体を支給抑制するようなやり方は、うちは同意できないですよ。

◎ この意見書は無年金者を対象にして無年金者の救済をどうするかということで、今までは支給年限が 25 年であったことを、10 年以上納めてたら年金を納めた分だけは支給するようにしましょうということで、無年金者の対策なんですよ。だから、〇〇委員がおっしゃってるのは、常に年金をもらってる方のほうの話ですから、これはもらってない方を救済するというところだからちょっと違うんじゃないかなと思うんですけどね。

◎ いや、またそれは〇〇委員のほうで調べてください。低年金者と前に書いちゃうように、これは無年金者の対策では 2 番はないんですよ。低い年金者に対する対策で、福祉給付的な制度でこれやったらいいでしょうと。しかし、本体全体はというたてりを出されてきてるんで。

◎ けど一方で、生活保護の人と低年金者の方は逆差別になってるんじゃないかということも、もう一般的に言われてることなんです。しかし、低年金者の方の救済制度がないわけですよ。掛けた分しかもらえないわけですから。だから、こういう制度で救済をしなかったら、みんな年金は払わなくなってくるし、生活保護受けりゃえいということになってきてる。これは現実に生活保護者のほうの給付が多いわけですからね。そこはやっぱり改善をしなくちゃいけないんですよ。これ現実的な困ってる人がいっぱいいるわけですからね。だから、そういう意味では重要な要望だと思うんですけどね。

◎ ちょっと本体はちゃんとしちよいてくださいよ。さっきは〇〇委員、無年金者へ出すと言いつたけど、これ低年金者用なんですよ。それで本来 40 年間というのがあって、今たまたま 1 番で 10 年間でしようとなっちゃうんですけど、これは今まで言った 40 年間掛け続けないと月 5,000 円になりませんという制度なんですよ。だから、そのことちゃんと踏まえてもらわないと、何か福祉的に聞こえるんで。

◎ わかりました。一致を見ないようでございますね。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「自衛隊員の命を守るため、PKO5原則に基づき南スーダン共和国からの撤退を求める意見書（案）」が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ ○○党は満たしているという立場に立っていますので。

◎ 政府も状況を見ると言っているわけですね。こういう紛争というのはしっかり状況を見た上で判断することが大事でありますからね。その前にこういう撤退をとすることはちょっと早過ぎるのではないかなと思いますので。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しをいたします。

次に、「核兵器禁止条約実現に日本政府の積極的役割を求める意見書（案）」が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

（ 小 休 ）

◎ ○○党としましては、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会、日本は議論を主導していてもらいたいという立場にはあります。しかしながら、核軍縮・不拡散も一部分野で前進が見られる一方、国際社会においては深刻な問題も多く残っております。国際社会は丸となって対処することが求められておりますけれども、一方、現在の安全保障環境を見渡せば、そういう法的な手段の協議を核保有国を交えて始める段階にはまだ至っていないのではないかと、佐野軍縮大使も述べておられますし、第2に、核保有国と非保有国の分断が生まれかねず、国際的な不拡散の枠組みを損ないかねないという懸念もある。第3に、条約ができた場合、国際世論に敏感な民主主義国家は拘束されますけれど

も、北朝鮮などは無視を決め込む可能性も高いと。

以上のような理由から、核兵器禁止条約の実現については、安全保障上の懸念があり、時期尚早ではないかという立場に立って、〇〇党としてはこの意見書には乗れませんということでございます。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しをいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あすは休会とし、17日、月曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会は、これで閉会いたします。

(11時0分閉会)